

○香川県都市公園規則

昭和39年 3 月31日規則第46号

改正

昭和39年 8 月31日規則第68号

昭和40年 3 月31日規則第35号

昭和40年11月 6 日規則第85号

昭和40年12月24日規則第92号

昭和46年 4 月 1 日規則第20号

昭和47年 5 月16日規則第17号

昭和49年 4 月 1 日規則第16号

昭和51年 6 月29日規則第35号

昭和51年12月25日規則第56号

昭和53年 3 月30日規則第12号

昭和55年 9 月30日規則第73号

昭和56年 6 月27日規則第30号

昭和57年 6 月30日規則第44号

昭和59年 6 月30日規則第37号

昭和59年 9 月28日規則第52号

昭和60年 3 月30日規則第15号

昭和60年 6 月28日規則第33号

昭和62年 3 月31日規則第18号

平成元年 3 月29日規則第19号

平成 2 年 1 月25日規則第 2 号

平成 3 年 3 月29日規則第14号

平成 4 年 3 月31日規則第29号

平成 5 年 3 月31日規則第22号

平成 6 年 3 月31日規則第27号

平成 6 年 8 月 1 日規則第42号

平成 8 年 3 月29日規則第32号

平成 9 年 3 月 31 日規則第26号
平成 9 年 9 月 5 日規則第53号
平成10年 3 月 31 日規則第24号
平成11年 3 月 31 日規則第22号
平成11年10月15日規則第63号
平成12年 3 月 31 日規則第62号
平成13年 8 月 21 日規則第64号
平成13年10月30日規則第75号
平成14年 3 月 26 日規則第11号
平成15年 3 月 11 日規則第 8 号
平成15年 3 月 31 日規則第36号
平成15年10月31日規則第97号
平成16年 3 月 30 日規則第36号
平成17年 3 月 29 日規則第52号
平成17年 4 月 27 日規則第62号
平成17年10月14日規則第100号
平成18年 3 月 31 日規則第47号
平成18年 7 月 14 日規則第68号
平成18年 7 月 28 日規則第71号
平成18年 9 月 29 日規則第80号
平成19年 3 月 20 日規則第 9 号
平成19年 7 月 20 日規則第73号
平成19年 8 月 14 日規則第77号
平成19年10月 9 日規則第89号
平成20年 7 月 29 日規則第52号
平成21年 9 月 8 日規則第61号
平成23年 3 月 18 日規則第16号
平成23年 3 月 31 日規則第29号
平成23年 7 月 12 日規則第49号
平成24年 3 月 13 日規則第 5 号

平成24年 5 月11日規則第41号
平成24年12月28日規則第62号
平成26年 3 月25日規則第18号
平成26年 7 月 4 日規則第53号
平成27年 3 月31日規則第26号
平成27年 7 月31日規則第46号
平成28年 3 月25日規則第14号
平成29年 9 月29日規則第52号
平成31年 3 月19日規則第 7 号
平成31年 3 月19日規則第12号
令和 3 年 3 月24日規則第21号
令和 3 年 7 月15日規則第83号
令和 5 年 3 月17日規則第 8 号
令和 7 年 3 月25日規則第43号
令和 7 年 3 月25日規則第51号
令和 8 年 3 月19日規則第11号

香川県都市公園規則をここに公布する。

香川県都市公園規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令並びに香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、都市公園の管理について必要な事項を定めるものとする。

(条例第 3 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める有料公園施設)

第 1 条の 2 条例第 3 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める有料公園施設は、別表第 1 のとおりとする。

(行為許可申請手続)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項又は第 3 項の規定により知事に提出する申請書は、それぞれ都市公園内行為許可申請書（第 1 号様式）又は都市公園内行為変更許可申請書（第 2 号様式）とする。

(施設の設置又は管理の許可申請手続)

第 3 条 法第 5 条第 1 項の規定により知事に提出すべき申請書は、次の各号に掲げる区分に従い当

該各号に掲げる申請書とする。

- (1) 公園施設を設置しようとする場合

都市公園施設設置許可申請書（第3号様式）

- (2) 公園施設を管理しようとする場合

都市公園施設管理許可申請書（第4号様式）

- (3) 公園施設の設置について許可を受けた事項を変更しようとする場合

都市公園施設設置変更許可申請書（第5号様式）

- (4) 公園施設の管理について許可を受けた事項を変更しようとする場合

都市公園施設管理変更許可申請書（第6号様式）

（記章の携帯及び標識の掲示）

第4条 法第5条第1項又は条例第3条第1項の規定による許可を受けた者（これらの者が使用する者を含む。）は、別に定める者を除き、当該許可に係る行為に従事する間記章（第7号様式）を携帯しなければならない。

- 2 法第6条第1項の規定により都市公園の占用の許可を受けた者は、当該許可に係る標識（第8号様式）を、当該工作物その他の物件又は施設の指定する箇所に掲示しなければならない。

（休憩所等の料金等の届出）

第5条 公園施設が休憩所、売店、軽飲食店、簡易宿泊施設、駐車場その他有料で公開される施設である場合においては、当該施設の設置又は管理をする者は、その販売品目及び料金を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。届け出た事項について変更しようとする場合もまた同様とする。

（占有許可の申請手続）

第6条 法第6条第2項又は第3項の規定により知事に提出すべき申請書は、都市公園占有許可申請書（第9号様式）又は都市公園占有変更許可申請書（第10号様式）とする。

（保管した工作物等に係る掲示）

第6条の2 条例第9条の2第2項第1号の規定による掲示は、法第27条第4項の規定による工作物等の保管を始めた後直ちに、栗林公園に係るものにあつては栗林公園観光事務所の、香東川公園に係るものにあつては香東川公園管理事務所の、土器川公園に係るものにあつては土器川公園内管理棟の、坂出緩衝緑地に係るものにあつては坂出緩衝緑地管理事務所の、香川県総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）に係るものにあつては香川県総合運動公園管理事務所の、香川県立丸亀競技場（以下「丸亀競技場」という。）に係るものにあつては香川県立丸亀競技場

管理事務所の、瀬戸大橋記念公園に係るものにあつては瀬戸大橋記念館の、さぬき空港公園に係るものにあつてはさぬき空港公園管理事務所の、その他の都市公園に係るものにあつては当該都市公園内の掲示場において行うものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第6条の2の2 条例第9条の2第2項第1号に規定する情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

(不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置)

第6条の2の3 条例第9条の2第2項第1号に規定する不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置であつて規則で定めるものは、前条に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。次条において同じ。）を使用する方法とする。

(保管工作物等一覧簿)

第6条の3 知事は、条例第9条の2第2項第1号の規定による掲示を行うときは、保管工作物等一覧簿（第10号様式の2）を栗林公園に係るものにあつては栗林公園観光事務所に、坂出緩衝緑地及び瀬戸大橋記念公園に係るものにあつては瀬戸大橋記念館に、総合運動公園に係るものにあつては香川県総合運動公園管理事務所に、丸亀競技場に係るものにあつては香川県立丸亀競技場管理事務所に、さぬき空港公園に係るものにあつてはさぬき空港公園管理事務所に、その他の都市公園に係るものにあつては当該都市公園の所在地を所管する土木事務所にそれぞれ備え置いて、一般の閲覧に供するものとする。

(保管した工作物等の売却)

第6条の4 条例第9条の3第2項の規定による競争入札又は随意契約による工作物等の売却については、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の定めるところにより行うものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第6条の5 知事は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等（同条第6項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等（同条第5項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（第10号様式の3）と引換えに返還するものとする。

(届出)

第7条 条例第10条の規定により知事に対し行う届出は、同条各号に該当するに至った日から7日以内に、第11号様式に定める書類を提出してしなければならない。

(有料公園の利用時間)

第8条 有料公園を利用することができる時間は、次の表のとおりとする。ただし、知事が特別の必要があると認めるときは、これを変更することができる。

区分	開園時間	閉園時間
1月及び12月	午前7時	午後5時
2月	午前7時	午後5時30分
3月	午前6時30分	午後6時
4月、5月及び9月	午前5時30分	午後6時30分
6月から8月まで	午前5時30分	午後7時
10月	午前6時	午後5時30分
11月	午前6時30分	午後5時

(有料公園の利用手続)

第9条 有料公園の団体利用又は定期利用をしようとする者は、あらかじめ、有料公園団体利用申請書（第12号様式）又は有料公園定期利用申請書（第13号様式）を当該有料公園を管理する事務所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 有料公園の附属器具を利用しようとする者は、あらかじめ、有料公園附属器具利用申請書（第13号様式の2）を所長に提出しなければならない。

(有料公園の定期利用)

第10条 定期利用（単位が1人用であるものに限る。）により有料公園を利用することができる者は、所長が交付する当該定期利用に係る証書に記載された者に限るものとする。

2 定期利用（単位が3人用であるものに限る。）により有料公園を利用することができる者は、所長が交付する当該定期利用に係る証書に記載された者（当該者が法人その他の団体であるときは、その組織に属する者）を含む3人までの者に限るものとする。

3 前項に規定する定期利用による有料公園の利用は、1日1回を超えることができない。

(有料公園の入園料等)

第10条の2 条例別表第2の5(1)の表に規定する規則で定める額及び附属器具の使用料は、別表

第2のとおりとする。

(入園料の免除)

第10条の3 次の各号のいずれかに該当する者については、入園料を免除する。

- (1) 公務のために入園する公務員
- (2) 法第5条第1項又は法第6条第1項の規定により許可を受けた者（これらの者の使用人を含む。）で有料公園の区域内において当該行為に従事するもの
- (3) 県内に住所を有する65歳以上の者
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (5) 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の市長が交付した療育手帳に本人として記載されている者
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の状態にある者として記載されている者
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定により交付を受けた医療受給者証に本人として記載されている者
- (8) 児童福祉法第19条の22第4項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業によって登録者証の交付を受けている者
- (9) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により交付を受けた医療受給者証に本人として記載されている者
- (10) 難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業によって登録者証の交付を受けている者
- (11) 難病（知事が指定するものに限る。）の患者に対する当該難病に係る医療受給者証の交付を受けている者
- (12) 第3号から前号までに掲げる者の介護者（有料公園の利用について必要な介護者に限る。）
- (13) 次に掲げる者を20人以上含む団体で入園する者のうち、次に掲げる者
 - ア 県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（高等学校、大学、高等専門学校及び幼稚園を除く。）の児童又は生徒であって当該学校の教職員が引率の上入園するもの並びに当該児童又は生徒を引率して入園する当該教職員
 - イ 県内の保護施設、児童福祉施設又は老人福祉施設の在籍者であって当該施設の職員が引率の上入園するもの並びに当該在籍者を引率して入園する当該職員

ウ 県内に住所を有する60歳以上の者

(14) 元日に入園する者

(15) 栗林公園の開園を記念する日（3月16日）に入園する者

(16) 前各号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認めた者

2 前項第1号に掲げる者は、入園の際、用務を明らかにし、その身分を証する証明書を提示しなければならない。

3 第1項第2号に掲げる者は、あらかじめ、有料公園入園証交付申請書（第14号様式）を所長に提出し、有料公園の入園証の交付を受けなければならない。

4 第1項第3号に掲げる者は、入園の際、長寿手帳（県内に住所を有する65歳以上の者に対して県が交付する手帳をいう。）その他の同号に掲げる者であることを証する書類を提示しなければならない。

5 第1項第4号から第11号までに掲げる者は、入園の際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医療受給者証又は登録者証を提示しなければならない。

6 前項の規定による提示は、同項に規定する手帳、医療受給者証又は登録者証の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。

7 第1項第13号に掲げる者は、あらかじめ、有料公園入園料免除申請書（第15号様式）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

（入園料の減額）

第10条の4 次の各号のいずれかに該当する者については、前条第1項の規定に該当する者を除き、入園料を減額するものとし、当該入園料を減額して徴収する額は、当該各号に定める額とする。

（1） 20人以上の団体で入園する県内の高等学校の生徒であって当該高等学校の教職員が引率するもの 1人1回170円

（2） 前号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認めた者 知事が別に定める額

2 前項第1号に掲げる者は、あらかじめ、有料公園入園料減額申請書（第16号様式）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

（商工奨励館の利用時間）

第10条の5 栗林公園の商工奨励館（以下「商工奨励館」という。）を利用することができる時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、商工奨励館を利用することができる時間を変更することができる。

(商工奨励館を利用することができない日)

第10条の6 知事は、必要があると認めるときは、商工奨励館を利用することができない日を設定することができる。

(商工奨励館の使用料)

第10条の7 条例別表第2の5(2)の表栗林公園の項に規定する商工奨励館に係る午前8時30分から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の使用料及び午前8時30分前又は午後5時後の時間において使用する場合その他規則で定める場合の使用料、附属設備又は器具の使用料並びに冷暖房使用料は、別表第3のとおりとする。

(栗林公園の駐車場の利用時間)

第11条 栗林公園の駐車場を利用することができる時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、駐車場に入場し、又は駐車場から出場することができる時間は、次の表のとおりとする。

区分	栗林公園北門前駐車場		栗林公園東門駐車場	
	開場時間	閉場時間	開場時間	閉場時間
1月及び12月	午前7時	午後10時	午前7時	午後6時
2月	午前7時	午後10時	午前7時	午後6時30分
3月	午前6時30分	午後10時	午前6時30分	午後7時
4月、5月及び9月	午前5時30分	午後10時	午前5時30分	午後7時30分
6月から8月まで	午前5時30分	午後10時	午前5時30分	午後8時
10月	午前6時	午後10時	午前6時	午後6時30分
11月	午前6時30分	午後10時	午前6時30分	午後6時

2 知事は、必要があると認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、駐車場に入場し、又は駐車場から出場することができる時間を変更することができる。

(駐車することができる自動車)

第12条 栗林公園北門前駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車で、車体(積載物又は取付物を含む。)の大きさが長さ5.5メートル以下、幅2メートル以下のものとする。

2 栗林公園東門駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法第3条に規定する大型自動車(乗車定員が11人以上のものに限る。以下「大型自動車」という。)、同条に規定する中型自動車(乗車定員が11人以上のものに限る。以下「中型自動車」という。)及び同条に規定する普

通自動車（同条に規定する大型自動二輪車のうち側車付きのもの及び普通自動二輪車のうち側車付きのものを含む。以下「普通自動車」という。）とする。

（栗林公園の駐車場の使用料）

第13条 条例別表第2の5(2)の表栗林公園の項に規定する規則で定める額及び駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別表第4のとおりとする。

（栗林公園の駐車場の使用料の免除）

第13条の2 公務のために栗林公園に入園する公務員が公用自動車を栗林公園の駐車場に駐車する場合は、当該駐車場の使用料を免除する。

（舟遊場の利用時間）

第13条の3 栗林公園の舟遊場（以下「舟遊場」という。）を利用することができる時間は、次の表のとおりとする。ただし、舟遊場を専用使用により利用する場合は、午前8時から午前9時までとする。

区分	開場時間	閉場時間
1月、11月及び12月	午前9時	午後4時30分
2月及び10月	午前9時	午後5時
3月	午前9時	午後5時30分
4月、5月及び9月	午前9時	午後6時
6月から8月まで	午前9時	午後6時30分

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、舟遊場を利用することができる時間を変更することができる。

（舟遊場を利用することができない日）

第13条の4 知事は、気象状況等を勘案して必要があると認めるときは、舟遊場を利用することができない日を設けることができる。

（番の州球場の利用時間）

第14条 坂出緩衝緑地の番の州球場（次項及び次条において「番の州球場」という。）を利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、番の州球場を利用することができる時間を変更することができる。

（番の州球場を利用することができない日）

第14条の2 番の州球場を利用することができない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、番の州球場を利用することができない日を変更し、又は番の州球場を利用することができない日設けることができる。

第15条から第19条まで 削除

(瀬戸大橋記念公園の施設の利用時間)

第19条の2 瀬戸大橋記念公園の次の各号に掲げる施設を利用することができる時間は、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 瀬戸大橋記念館 午前9時から午後5時まで

(2) マリンドーム 午前9時から午後9時まで

(3) 球技場 午前9時から午後5時（5月1日から8月31日までの間にあっては、午後7時まで）

(4) ターゲット・バードゴルフ場 午前9時から午後5時（5月1日から8月31日までの間にあっては、午後7時）まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、瀬戸大橋記念公園の施設を利用することができる時間を変更することができる。

(瀬戸大橋記念公園の施設を利用することができない日)

第19条の3 前条第1項第1号に掲げる施設を利用することができない日は、次のとおりとする。

(1) 1月2日又は同月3日が月曜日に当たるときは、同月4日

(2) 1月4日から4月28日まで、5月6日から7月19日まで及び9月1日から12月28日までの間の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(3) 12月29日から翌年の1月1日までの日

2 前条第1項第3号に掲げる施設を利用することができない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

3 前条第1項第4号に掲げる施設を利用することができない日は、次のとおりとする。

(1) 1月4日から4月28日まで、5月6日から7月19日まで及び9月1日から12月28日までの間の月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 4 知事は、必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、臨時に、瀬戸大橋記念公園の施設を利用することができない日を変更し、又は瀬戸大橋記念公園の施設を利用することができない日を設けることができる。

(瀬戸大橋記念公園の施設の使用料)

第20条 条例別表第2の5(2)の表瀬戸大橋記念公園の項に規定する規則で定める使用料は、別表第5のとおりとする。

(瀬戸大橋記念公園の施設の使用料の減免)

第20条の2 第19条の2第1項第3号に掲げる施設において2以上のグラウンドを同時に利用する者又は同項第4号に掲げる施設を専用使用により利用する者が、併せて同項第3号に掲げる施設の会議室を利用する場合は、当該会議室の使用料を免除する。

- 2 第19条の2第1項第3号に掲げる施設において、すべてのグラウンドを同時にアマチュアスポーツ以外の目的で利用し、かつ、入場料を徴収する場合で、午前9時から午後9時までの間の利用に係る使用料の額が入場料の最高額の300倍に相当する額を超えるときは、当該使用料を入場料の最高額の300倍に相当する額に減額する。

(さぬき空港公園の施設の利用時間)

第20条の3 さぬき空港公園の次の各号に掲げる施設を利用することができる時間は、それぞれ当該各号に定める時間とする。

- (1) グラススキー場及びそりゲレンデ 午前9時から午後4時30分(5月1日から8月31日までの間にあっては、午後5時)まで
- (2) 第1駐車場、第2駐車場及び第3駐車場 午前9時から午後5時まで
- (3) 第4駐車場及び第5駐車場 午前9時から午後5時(5月1日から8月31日までの間にあっては、午後5時15分)まで

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、さぬき空港公園の施設を利用することができる時間を変更することができる。

(さぬき空港公園の施設を利用することができない日)

第20条の4 前条第1項各号に掲げる施設を利用することができない日は、次のとおりとする。

- (1) 1月4日から4月28日まで、5月6日から7月19日まで及び9月1日から12月28日までの間の月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、さぬき空港公園の施

設を利用することができない日を変更し、又はさぬき空港公園の施設を利用することができない日を設けることができる。

(利用の許可を要する有料公園施設)

第20条の5 有料公園施設のうち条例第7条の2(条例第14条の2第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 栗林公園 商工奨励館(本館階上及び北館にあっては、専用使用により利用する場合に限る。)

舟遊場(専用使用により利用する場合に限る。)

(2) 坂出緩衝緑地 番の州球場

(3) 瀬戸大橋記念公園 マリンドームのうち基本施設(専用使用により利用する場合に限る。)及び附属施設

球技場

ターゲット・バードゴルフ場(専用使用により利用する場合に限る。)

(利用の許可)

第20条の6 有料公園施設(前条に掲げる施設に限る。第20条の8から第22条までにおいて同じ。)に係る条例第7条の2前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、有料公園施設利用許可申請書(第16号様式の2)を知事(前条第1号に掲げる施設にあっては、所長。次項、次条から第22条まで及び第24条の2において同じ。)に提出しなければならない。

2 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

(1) 都市公園の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 都市公園の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 都市公園の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められるとき。

3 利用許可には、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可の変更)

第20条の7 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第7条の2後段の規定によ

る変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、有料公園施設利用変更許可申請書（第16号様式の3）を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、変更許可について準用する。

（利用の中止の届出）

第20条の8 利用者は、有料公園施設の利用を中止しようとするときは、有料公園施設利用中止届（第16号様式の4）を知事に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第20条の9 知事は、天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により有料公園施設を利用することができなくなったときは、使用料の全額を還付する。

2 知事は、有料公園施設（次項各号に掲げるものを除く。）について、前条の規定による届出が、その施設を利用する日（以下「利用日」という。）の11日前までにあったときは使用料の全額を、利用日の10日前から8日前までにあったときは使用料の半額を、それぞれ還付する。

3 知事は、次に掲げる有料公園施設について、前条の規定による届出が、利用日の8日前までにあったときは使用料の全額を、利用日の7日前から2日前までにあったときは使用料の半額を、それぞれ還付する。

（1） マリンドーム

（2） 球技場のうち会議室

（利用の許可の取消し等）

第21条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は有料公園施設の利用の停止を命ずることができる。

（1） 法、条例若しくはこの規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。

（2） 偽りその他不正の手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。

（3） 第20条の6第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

（4） 第20条の6第3項（第20条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。

（原状回復）

第22条 利用者は、有料公園施設の利用を終了したとき、又は前条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに当該有料公園施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項の規定による原状回復をしたときは、その旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(指定管理者による管理の基準等)

第23条 条例第14条の2第6項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に都市公園（条例第14条の2第1項に規定する都市公園をいう。以下この条において同じ。）の運営を行うこと。
- (2) 都市公園の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 条例第14条の2第6項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる都市公園の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

- (1) 香東川公園又は土器川公園 当該都市公園の維持管理及び供用に関する業務
- (2) 坂出緩衝緑地又は瀬戸大橋記念公園 当該都市公園の維持管理及び利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務
- (3) 総合運動公園 当該都市公園の維持管理及び利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務（香川県教育委員会が定めるものを除く。）
- (4) 丸亀競技場 当該都市公園の維持管理及び利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務
- (5) さぬき空港公園 当該都市公園の維持管理及び利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務

3 前項第2号に掲げる都市公園の管理を行う指定管理者が同号に定める業務を行う場合における当該都市公園に係る第20条の6第2項及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 都市公園の管理を行う指定管理者が第2項に定める業務を行う場合における当該都市公園に係る第24条の2の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

5 次の各号に掲げる都市公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該都市公園に係る当該各号に掲げる規定に規定する事項については、当該規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

- (1) 坂出緩衝緑地 第14条、第14条の2、第20条の6第1項、第20条の7第1項、第20条の8及び第22条
- (2) 瀬戸大橋記念公園 第19条の2、第19条の3、第20条の6第1項、第20条の7第1項、第20条の8及び第22条
- (3) さぬき空港公園 第20条の3及び第20条の4

(管理員)

第24条 都市公園施設の保全、秩序の維持等都市公園の管理に関する業務（指定管理者が前条第2項に定める業務を行う場合にあっては、その業務を除く。）を処理させるため、都市公園に管理員を置く。

- 2 管理員は、許可を受けないで又は許可の条件を違反して条例第3条第1項各号に規定する行為をした者又は条例第5条に規定する禁止行為をした者に対する公園からの退去及び条例第6条に規定する禁止又は制限区域内に立ち入った者に対する当該区域外への退去を命ずることができる。
- 3 管理員は、その身分を示す証明書（第17号様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(入園の制限等)

第24条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、都市公園（総合運動公園及び丸亀競技場を除く。以下この条において同じ。）内への入園を拒否し、又は都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をする者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められる者

(書類の提出先)

第25条 この規則に定めるところにより知事に提出する申請又は届出の書類のうち、栗林公園に係るものについては所長を、琴弾公園、琴林公園、琴平公園、桃陵公園、亀鶴公園、香東川公園、土器川公園及びさぬき空港公園に係るものについては当該都市公園の所在地を所管する土木事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

(管理の委任)

第26条 総合運動公園及び丸亀競技場に係る次に掲げる権限は、香川県教育委員会に委任する。

- (1) 法第5条第1項に規定する公園施設の設置又は管理の許可
- (2) 法第6条第1項に規定する都市公園の占用の許可
- (3) 条例第3条第1項に規定する行為の許可
- (4) 条例第6条の規定による都市公園の利用の禁止又は制限
- (5) 条例第7条の2（条例第14条の2第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない有料公園施設を定めること。
- (6) 条例第7条の2に規定する有料公園施設の利用の許可

- (7) 条例第11条ただし書の規定により使用料を減免すること。
- (8) 条例第12条ただし書に規定する使用料を前納とする必要がないことの承認
- (9) 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付すること。
- (10) 条例第14条の4に規定する利用料金の承認
- (11) 条例第14条の5に規定する利用料金の減免の承認
- (12) 条例別表第2の4の表に規定する規則で定める額を定めること。
- (13) 条例別表第2の5(2)の表香川県総合運動公園の項及び香川県立丸亀競技場の項に規定する規則で定める使用料を定めること。
- (14) 条例別表第3の2及び3の表に規定する規則で定める額を定めること。
- (15) 有料公園施設の利用時間を定めること。
- (16) 有料公園施設を利用することができない日を定めること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、管理に関する権限

附 則

- 1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 香川県公園条例施行規則（昭和30年香川県規則第12号）及び栗林公園入園条例施行規則（昭和31年香川県規則第28号）は、廃止する。
- 3 土木出張所設置規則（昭和38年香川県規則第40号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 4 香川県栗林公園観光事務所規則（昭和31年香川県規則第29号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（昭和39年8月31日規則第68号）

この規則は、昭和39年9月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月31日規則第35号）

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年11月6日規則第85号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 香川県栗林公園観光事務所規則（昭和40年香川県規則第69号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（昭和40年12月24日規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年 4 月 1 日規則第20号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年 5 月16日規則第17号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条第 2 項の改正規定及び次項の規定は、昭和47年 7 月 1 日から施行する。
- 2 昭和47年 7 月 1 日から昭和49年 3 月31日までの間は、改正後の香川県都市公園規則第11条第 2 項中「25円」とあるのは、「20円」とする。

附 則（昭和49年 4 月 1 日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年 6 月29日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和51年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の香川県都市公園規則の規定に基づいて提出された申請書若しくは届又は交付された入園券、免除証若しくは減額証は、改正後の香川県都市公園規則の規定に基づいて提出された申請書若しくは届又は交付された入園券、免除証若しくは減額証とみなす。
- 3 改正前の香川県都市公園規則第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式、第11号様式、第13号様式、第13号様式の 2、第14号様式、第15号様式、第18号様式、第18号様式の 2、第19号様式及び第19号様式の 2 による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（昭和51年12月25日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年 3 月30日規則第12号）

- 1 この規則は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。
- 2 香川県栗林公園観光事務所規則（昭和40年香川県規則第69号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（昭和55年 9 月30日規則第73号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和55年10月 1 日から施行する。

（規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の廃止）

- 2 規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則（昭和55年香川県規則第6号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 改正前の香川県規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（昭和56年6月27日規則第30号）

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月30日規則第44号）

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日規則第37号）

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月28日規則第52号）

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第15号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年6月28日規則第33号）

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日規則第18号）

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月29日規則第19号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年1月25日規則第2号）

この規則は、平成2年1月26日から施行する。

附 則（平成3年3月29日規則第14号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第29号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第22号）

この規則は、平成5年7月15日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 27 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 8 月 1 日規則第 42 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日規則第 32 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 26 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 9 月 5 日規則第 53 号）

この規則は、平成 9 年 10 月 10 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 24 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 22 号）

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の香川県都市公園規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 11 年 10 月 15 日規則第 63 号）

この規則は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 62 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 8 月 21 日規則第 64 号）

この規則は、平成 13 年 8 月 25 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 30 日規則第 75 号）

この規則中第 1 条の規定は平成 13 年 11 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 26 日規則第 11 号）

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて栗林公園北門前駐車場又は栗林公園東門前駐車場を利用する者の当該利用に係る使用料については、なお従前の例

による。

附 則（平成15年 3 月11日規則第 8 号）

- 1 この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に駐車場を改正前の別表第 2 第 2 号の表に規定する5,590円券により利用している者の当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年 3 月31日規則第36号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成15年10月31日規則第97号）

この規則中第 1 条の規定は平成15年11月 1 日から、第 2 条の規定は平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月30日規則第36号）

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場について、都市公園法（昭和31年法律第79号）若しくはこれに基づく命令若しくは香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に当該法令若しくは条例の規定により知事にされている申請その他の行為は、同日以後における当該法令又は条例の適用については、香川県教育委員会がした処分その他の行為又は香川県教育委員会にされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成17年 3 月29日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 4 月27日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月14日規則第100号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第20条の 4 の次に 5 条を加える改正規定中第20条の 5 第 1 号、第 2 号及び第 5 号に係る部分は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の第15号様式及び第16号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成18年 3 月31日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 7 月14日規則第68号）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。ただし、別表第2第2号の表の改正規定中「7,800円券」を「6,000円券」に、「6,500円」を「5,000円」に、「13,000円券」を「1万円券」に、「10,500円」を「8,000円」に改める部分は同年9月1日から、第11条の改正規定並びに第12条第2項及び別表第2第1号イの改正規定中「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門駐車場」に改める部分は同年10月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第80号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営されている身体障害者更生援護施設、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営されている知的障害者援護施設又は同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営されている精神障害者社会復帰施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上入園するものについては、改正後の第10条の2第1項の規定にかかわらず、同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、なお従前の例により入園料を免除する。

附 則（平成19年3月20日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月20日規則第73号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に香川県立丸亀競技場について、香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の4の規定により知事がした承認は、同日以後における当該規定の適用については、香川県教育委員会がした承認とみなす。

附 則（平成19年8月14日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月9日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月29日規則第52号）

- 1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 改正前の第14号様式、第15号様式及び第16号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成21年 9 月 8 日規則第61号）

- 1 この規則は、平成21年10月 1 日から施行する。
- 2 改正前の第12号様式及び第13号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成23年 3 月18日規則第16号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第29号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 7 月12日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月13日規則第 5 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 5 月11日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 7 月 5 日から施行する。
（香川県出先機関事務決裁規則の一部改正）
- 2 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成24年12月28日規則第62号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月25日規則第18号）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて栗林公園東門駐車場を利用する者の当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 7 月 4 日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規則第26号）

この規則は、平成27年 8 月 1 日から施行する。ただし、第12条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 7 月31日規則第46号）

この規則は、平成27年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日規則第14号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 9 月29日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月19日規則第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて栗林公園北門前駐車場又は栗林公園東門駐車場を利用する者の当該利用に係る使用料については、第 5 条の規定による改正後の香川県都市公園規則別表第 4 第 1 号（1）の表備考及び同号（2）の表備考の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月19日規則第12号）

- 1 この規則は、平成31年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月24日規則第21号）

この規則は、香川県都市公園条例の一部を改正する条例（令和 3 年香川県条例第 5 号）の施行の日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月15日規則第83号）

- 1 この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月17日規則第 8 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月25日規則第43号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定及び次項の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までに有料公園に係る回数券を購入し、同日以後当該回数券により有料公園を利用する者の入園料の額については、改正後の香川県都市公園規

則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表第3の1及び2の表の規定は、この規則の施行の日以後の施設の利用の申請に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

4 改正前の第15号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和7年3月25日規則第51号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月19日規則第11号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第1条の2関係）

都市公園	有料公園施設の名称
香川県総合運動公園	香川県営野球場
	香川県営第2野球場
	香川県営テニス場
	香川県営サッカー・ラグビー場
	香川県営第2サッカー・ラグビー場
	香川県営相撲場
香川県立丸亀競技場	競技場
	補助競技場
瀬戸大橋記念公園	球技場

別表第2（第10条の2関係）

1 回数券により利用する場合の入園料

回数券の種類	金額
一般（個人利用の11回分）	5,000円
中学校生徒、児童及びこれらに準ずる者（個人利用の11回分）	1,700円

2 附属器具の使用料

区分	単位	金額
音声ガイドシステム	1台 1日	200円

別表第 3（第10条の 7 関係）

- 1 商工奨励館に係る午前 8 時30分から午後 5 時までの間において使用時間を分割して使用する
場合及び午前 8 時30分前又は午後 5 時後の時間において使用する場合並びにあらかじめ許可を
受けた時間を超えて使用する場合の使用料

区分	単位	金額
本館階上		
専用使用の場合	1 時間当たり	2, 310円
北館		
専用使用の場合	1 時間当たり	5, 090円
和室	1 時間当たり	460円
北控室	1 時間当たり	260円
南控室	1 時間当たり	210円

2 冷暖房使用料

区分	単位	金額
本館階上		
専用使用の場合	午前	1, 350円
	午後	1, 350円
	1 日	2, 700円
	1 時間当たり	400円
	超過 1 時間当たり	400円
北館		
専用使用の場合	午前	2, 500円
	午後	2, 500円
	1 日	5, 000円
	1 時間当たり	750円
	超過 1 時間当たり	750円
和室	午前	130円
	午後	130円
	1 日	260円

北控室	1 時間当たり	40円
	超過 1 時間当たり	40円
	午前	200円
	午後	200円
	1 日	400円
南控室	1 時間当たり	60円
	超過 1 時間当たり	60円
	午前	160円
	午後	160円
	1 日	320円
	1 時間当たり	50円
	超過 1 時間当たり	50円

備考 この表の単位欄に掲げる「超過 1 時間当たり」は、同表の区分欄に掲げる施設を午前 8 時 30 分前又は午後 5 時後の時間において使用する場合及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて使用する場合に、併せて冷暖房設備を使用する場合の当該冷暖房設備の使用に係る使用料の単位とする。

3 附属設備又は器具の使用料

区分	単位（日）	金額
ビデオプロジェクター	1 式	400円
拡声装置	1 式	2,320円
折り畳み椅子	1 脚	20円
円形テーブル	1 台	140円
半円形テーブル	1 台	100円
角型テーブル	1 台	80円
円形テーブル用白布	1 枚	1,780円
宴会用椅子	1 脚	40円
ポータブルステージ	1 台	340円
ステージスカート	1 枚	520円
3 枚折りパーテーション	1 組	300円

演台	1 台	750円
花台	1 台	340円
ホワイトボード	1 台	160円
パントリー設備（全自動製氷機、冷蔵ショーケース、テーブル型冷蔵庫、食器洗浄機、コールドフードカート又はホットフードカートを除く。）	1 式	970円
全自動製氷機	1 台	1,400円
冷蔵ショーケース	1 台	1,480円
テーブル型冷蔵庫	1 台	710円
食器洗浄機	1 台	2,300円
コールドフードカート	1 台	1,520円
ホットフードカート	1 台	1,050円

別表第4（第13条関係）

1 使用料

（1） 栗林公園北門前駐車場

単位	金額
1 台 25分	100円

備考 駐車場を利用する時間が午後10時後の時間に至る場合は、午後9時から翌日の午前8時30分までの間の利用に係る使用料は、1台につき1,360円とする。

（2） 栗林公園東門駐車場

自動車の区分	単位	金額
大型自動車及び中型自動車	1 台 30分	510円
普通自動車	1 台 25分	100円

備考 駐車場を利用する時間が第11条第1項ただし書の表の閉場時間後の時間に至る場合は、大型自動車及び中型自動車の午後4時から翌日の午前9時までの間の利用に係る使用料は1台につき3,130円とし、普通自動車の午後5時から翌日の午前8時30分までの間の利用に係る使用料は1台につき1,360円とする。

2 駐車場を回数券により利用する場合の使用料

種類	金額
----	----

100円券（11枚）	1,000円
100円券（60枚）	5,000円
100円券（100枚）	8,000円
100円券（500枚）	36,500円
100円券（1,000枚）	7万円
6,000円券	5,000円
1万円券	8,000円

別表第5（第20条関係）

1 マリンドームの使用料

使用区分		午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
基本施設（ステージ及び観客席）	専用使用の場合	5,750円
附属施設	第1控室、第2控室又は会議室	380円

備考 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

2 球技場の使用料

（1）（2）に掲げる場合以外の場合

使用区分		午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
基本施設			
第1グラウンド、第2グラウンド又は第4グラウンド	アマチュアスポーツの場合		
	学校等	530円	530円
	学校等以外のもの	1,370円	1,370円
	アマチュアスポーツ以	2,750円	2,750円

第3グラウンド	外の場合		
	アマチュアスポーツの場合		
	学校等	330円	330円
	学校等以外のもの	820円	820円
	アマチュアスポーツ以外の場合	1,650円	1,650円
附属施設	会議室	220円	220円
	第1更衣室	680円	680円
	第2更衣室	400円	400円

備考

- この表の第2欄及び第3欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
 - 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。
- (2) 全てのグラウンドを同時にアマチュアスポーツ以外の目的で使用し、かつ、入場料を徴収する場合

午前9時から午後9時までの間において使用する 場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後9時後の時間において使用する 場合の1時間当たりの使用料の額
入場料の最高額の90倍に相当する額	入場料の最高額の30倍に相当する額

備考

- この表の各欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
- 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

3 ターゲット・バードゴルフ場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間 において使用時間を分割して使用する 場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間 において使用する場合の1時間 当たりの使用料の額
------	--	--

	用料の額	
専用使用の場合		
学校等	2,480円	2,480円
学校等以外のもの	6,210円	6,210円
専用使用でない場合		
生徒及び児童	1人70円	1人70円
一般	1人160円	1人160円

備考

- 1 この表の第2欄及び第3欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
- 2 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

第1号様式（第2条関係）

都市公園内行為許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所

在地及び名称並びに代表者の氏名）

（ ）公園内において、次のとおり行為の許可を受けたいので、香川県都市公園条例第3条第2項の規定によって申請します。

目 的	
内 容	人
期 間 及 び 時 間	年 月 日から 年 月 日まで (時から 時まで)
場所又は公園施設	
使用面積又は広告 表 示 面 積	
備 考	

注 1 （ ）には公園の名称を記入すること。

2 目的欄には、何々の販売、写真の撮影、何々の募金、何々のため映画会の開催、何々の競技会における広告の表示等行為を具体的に書くこと。

3 内容欄には、物を販売する場合は販売品目及び従事する人員を、写真を撮影する場合は撮影機の台数及び従事する人員を、催しを行う場合は有料無料の別、従事する人員及び参加する人員を、広告を表示する場合は広告の内容を記入すること。

第2号様式（第2条関係）

都市公園内行為変更許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所

在地及び名称並びに代表者の氏名）

（ ）公園内において、次のとおり行為の変更許可を受けたいので、香川県都市公園条例第3条第3項の規定によって申請します。

事 項	変 更 前	変 更 後
目 的		
内 容		
期 間、 日 時		
場所又は公園施設		
使用面積又は広告 表 示 面 積		
備 考		

注 1 （ ）には公園の名称を記入すること。

2 目的欄には、何々の販売、写真の撮影、何々の募金、何々のため映画会の開催、何々の競技会における広告の表示等行為を具体的に書くこと。

3 内容欄には、物を販売する場合は販売品目及び従事する人員を、写真を撮影する場合は撮影機の台数及び従事する人員を、催しを行う場合は有料無料の別、従事する人員及び参加する人員を、広告を表示する場合は広告の内容を記入すること。

都市公園施設設置許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

() 公園内において、次のとおり公園施設設置の許可を受けたいので、都市公園
法第5条第1項の規定によって申請します。

目	的	
期	間	
場	所	
施 設 の 種 類		
施 行 方 法	敷地面積	
	規 模	
	構 造	
	様 式	
	主 要 材 料	
	外 部 色 彩	
	仕様の概要	
	図 面	別添のとおり
	着 手	
	完 了	
復 旧 方 法		
備 考		

注 1 () には公園の名称を記入すること。

2 施行に関して他の法規により制限を受けるときはその旨を備考欄に記入すること。

3 図面は位置図、現況写真、平面図、立面図、側面図、構造図、意匠配色図等、設計の表示に必要な図面とすること。

4 許可更新申請の場合には、備考欄にその旨記載し、施行方法欄の記載及び図面の提出は要しない。

第4号様式（第3条関係）

都市公園施設管理許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

（ ）公園内において、次のとおり、公園施設管理の許可を受けたいので、都市公園法第5条第1項の規定によって申請します。

目 的	
期 間	
施 設 の 種 類	
方 法	
備 考	

注 1 （ ）には公園の名称を記入すること。

2 許可更新申請の場合には、備考欄にその旨記載すること。

第5号様式（第3条関係）

都市公園施設設置変更許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

（ ）公園内において、次のとおり公園施設設置変更の許可を受けたいので、都市公園法第5条第1項の規定によって申請します。

変 更 の 理 由			
事 項		変 更 前	変 更 後
目 的			
期 間			
場 所			
施 設 の 種 類			
施 行 の 方 法	敷 地 面 積		
	規 模		
	構 造		
	様 式		
	主 要 材 料		
	外部の色彩		
	図 面	別添のとおり	
	着 手		
	完 了		
復 旧 方 法			
備 考			

注 1 （ ）には公園の名称を記入すること。

2 施行に関して他の法規により制限を受けるときは、その旨を備考欄に記入すること。

3 図面は、位置図、現況写真、平面図、立面図、側面図、構造図、意匠配色図等、設計の表示に必要な図面とすること。

第6号様式（第3条関係）

都市公園施設管理変更許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

（ ）公園内において、次のとおり公園施設管理変更の許可を受けたいので、都市公園法第5条第1項の規定によって申請します。

変 更 の 理 由		
事 項	変 更 前	変 更 後
目 的		
期 間		
施 設 の 種 類		
方 法		
備 考		

注 （ ）には公園の名称を記入すること。

第7号様式（第4条関係）

No.
〇 〇 〇 〇 許 可 済
香川県〇〇公園

地色は2色とし年度ごとに改める。

第8号様式（第4条関係）

年	月	日	
許可第	号		
都 市 公 園 占 用 許 可 済			
期間	年	月	日から
	年	月	日まで
香 川 県			

都市公園占用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

() 公園内において、次のとおり占用の許可を受けたいので都市公園法第6条第1項の規定によって申請します。

目	的	
期	間	
場	所	
施 設 の 種 類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	様 式	
	主 要 材 料	
	外 部 色 彩	
	仕様の概要	
	図 面	別添のとおり
	着 手	
	完 了	
復 旧 方 法		ご指示のとおり
備 考		

注 1 () には公園の名称を記入すること。

2 施行に関して他の法規により制限を受けるときはその旨を備考欄に記入すること。

3 図面は位置図、現況写真、平面図、立面図、側面図、構造図、意匠配色図等、設計の表示に必要な図面とすること。

4 許可更新申請の場合には、備考欄にその旨記載し、施行方法欄の記載及び図面の提出は要しない。

都市公園占用変更許可申請書

年 月 日

香川県知事

殿

申請者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者氏名)

() 公園内において、次のとおり公園占用変更の許可を受けたいので、都市公園
法第6条第3項の規定によって申請します。

変 更 の 理 由			
事 項		変 更 前	変 更 後
目 的			
期 間			
場 所			
施 設 の 種 類			
施 行 方 法	敷地面積		
	規 模		
	構 造		
	様 式		
	主 要 材 料		
	外部の色彩		
	図 面	別添のとおり	
	着 手		
	完 了		
復 旧 方 法			
備 考			

注 1 () には公園の名称を記入すること。

2 施行に関して他の法規により制限を受けるときは、その旨を備考欄に記入すること。

3 図面は位置図、現況写真、平面図、側面図、構造図、意匠配色図等、設計の表示に必要な図面とすること。

第10号様式の2（第6条の3関係）

（日本産業規格A列4番）

保管工作物等一覧簿

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した 日時	保管を始め た日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量					

受領書	
年 月 日	
殿	
返還を受けた者	
住 所	
氏 名	
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	
次のとおり工作物等（を売却した代金）の返還を受けました。	
返還を受けた年月日	
返還を受けた場所	
返還を受けた工作物等	名 称 又 は 種 類
	形 状 又 は 特 徴
	数 量
(返還を受けた金額)	

都 市 公 園 内 ○ ○ ○ ○ 届

年 月 日

香川県知事 殿

申請者の住所氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

（ ）公園内において、次のとおり○○○○しましたので、香川県都市公園条例第10条の規定によって届け出ます。

記

許可年月日・番号	
施設の種類	
許可の期間又は条件	
完了又は廃止年月日	
理 由	
備 考	

- 注 1 （ ）には公園の名称を記入すること。
- 2 ○○○○内には届出の件名を記入すること。
- 3 「許可年月日・番号欄、施設の種類欄及び許可の期間又は条件欄」には許可書に記載されたものを記入すること。
- 4 所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したときは、その謄本を添付すること。

冊
号

有 料 公 園 団 体 利 用 申 請 書

年 月 日

所長 殿

申請者の住所及び氏名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

有料公園の団体利用をしたいので、香川県都市公園規則第9条第1項の規定により申請します。

団 体 名				
代表者氏名				
利 用 者 等	区 分	料 金	人 数	金 額
	一 般		人	円
	中学校生徒、児童及びこれら に準ずる者			
	計			
入園年月日	年 月 日 時			

有 料 公 園 定 期 利 用 申 請 書

年 月 日

所長 殿

申請者の住所、氏名及び年齢

（満 歳）

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号（ ） —

有料公園の定期利用をしたいので、香川県都市公園規則第9条第1項の規定により申請します。

定期利用の種別	☐ 1人用（パスポート） ☐ 3人用（おもてなしパスポート）
利 用 期 間	年 月 日から1年間
備 考	

注 定期利用の種別欄には、該当する種別の□欄に「」を記入してください。

有料公園附属器具利用申請書

年 月 日

所長 殿

申請者の住所及び氏名
（法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号（ ） —

有料公園の附属器具を利用したいので、香川県都市公園規則第9条第2項の規定により申請します。

附属器具の区分	音声ガイドシステム
利 用 日	年 月 日
備 考	

有 料 公 園 入 園 証 交 付 申 請 書

年 月 日

所 長 殿

申請者の住所及び氏名
（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

有料公園の入園証の交付を受けたいので、香川県都市公園規則第10条の3第3項の規定により申請します。

有料公園の入園証 の交付を受ける者 の住所及び氏名	住	所	氏	名
交付を受ける理由	都市公園法第5条第1項} の規定により許可を受けた者である 都市公園法第6条第1項} ため			

冊号 有料公園入園料免除申請書 年 月 日 所長 殿 申請人 住所 氏 名 次により入園したいので入園料を免除してください。						
目 的						
団 体 名						
引 (代 職	率 表 氏	者 (者) 名	人 員			
入 園 年 月 日		年 月 日 時から 時まで				
次の条項により免除してよろしいでしょうか。						
1 香川県都市公園規則第10条の3第1項第13号ア該当 2 香川県都市公園規則第10条の3第1項第13号イ該当 3 香川県都市公園規則第10条の3第1項第13号ウ該当						
決 裁	所 長		総課 務長		担当	

冊 号	有料公園入園料減額申請書 年 月 日 所長 殿 申請人 住 所 氏 名 次により入園したいので入園料を減額してください。					
目 的						
団 体 名 等						
引 率 者 等 職 氏 名		人 員				
		通常料金				
入 園 年 月 日	年 月 日	減額料金				
香川県都市公園規則第10条の4第1項第1号に該当する者であるので減額してよろしいでしょうか。						
決 裁	所 長		総課 務長		担当	

第16号様式の2（第20条の6関係）

（日本産業規格A列4番）

有料公園施設利用許可申請書

年 月 日

香川県知事
所 長

殿

申請者 住 所
氏 名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

連絡先

有料公園施設を利用したいので、香川県都市公園規則第20条の6第1項の規定により
申請します。

利用目的				行事名	
利用 施設 及 び 利用 区分	1 商工奨励館	(1) 本館階上 (2) 北館 (3) 和室 (4) 北控室 (5) 南控室	冷暖房 (要・不要) 冷暖房 (要・不要) 冷暖房 (要・不要) 冷暖房 (要・不要) 冷暖房 (要・不要)		
	2 舟遊場				
	3 番の州球場	(1) 基本施設 (2) 夜間照明施設 (/ 3)	・アマチュアスポーツ ・アマチュアスポーツ 以外のスポーツ ・その他	・生徒及び児童 ・一般	
	4 マリンドーム	(1) 基本施設 (2) 第1控室 (3) 第2控室 (4) 会議室	冷暖房 (要・不要) 冷暖房 (要・不要) 冷暖房 (要・不要)		
	5 球技場	(1) 基本施設 (第1・第2・第3・第4) (2) 会議室	・アマチュアスポーツ ・アマチュアスポーツ以外 ・アマチュアスポーツ以外で全ての グラウンドを使用 入場料の徴収 (有 (最高額 円) ・無) 冷暖房 (要・不要)	・学校等 ・学校等以外	
	6 ターゲット・バードゴルフ場	・学校等 ・学校等以外			
利用日時 及び参加 (入場) 予定人員	年 月 日から 日間 年 月 日まで	年 月 日から 日間 年 月 日まで	年 月 日から 日間 年 月 日まで		
	時から 時まで	時から 時まで	時から 時まで		
	人	人	人		
※使用料	円		※受付番号		
備 考					

- 注 1 該当するものに記入又は○印をしてください。
 2 ※欄は、記入しないでください。
 3 商工奨励館の附属設備又は器具を使用する場合には、別紙を添付してください。

別紙

商 工 奨 励 館 の 附属設備又は器具		申請者の氏名 (法人その他の の団体にあつ ては、名称)					
品 目		単 位	利 用 日 及 び 利 用 数 量				
			月 日	月 日	月 日	月 日	計
ビデオプロジェクター		式					
拡声装置		式					
折り畳み椅子		脚					
円形テーブル		台					
半円形テーブル		台					
角型テーブル		台					
円形テーブル用白布		枚					
宴会用椅子		脚					
ポータブルステージ		台					
ステージスカート		枚					
3枚折りパーテーション		組					
演台		台					
花台		台					
ホワイトボード		台					
パントリー設備（電気 機器を除く。）		式					
電 気 機 器	全自動製氷機	台					
	冷蔵ショーケース	台					
	テーブル型冷蔵庫	台					
	食器洗浄機	台					
	コールドフードカー ート	台					
	ホットフードカー ート	台					

第16号様式の3（第20条の7関係）

（日本産業規格A列4番）

有料公園施設利用変更許可申請書

年 月 日

香川県知事
所 長

殿

申請者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

連絡先

年 月 日付けで許可のあった有料公園施設の利用について、次のとおり変更したいので、香川県都市公園規則第20条の7第1項の規定により申請します。

許可 済 の 内 容	利用目的			
	利用施設			
	利用日時			
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
変更の理由				
備 考				

有 料 公 園 施 設 利 用 中 止 届

年 月 日

香川県知事
所 長

殿

届出者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

連絡先

年 月 日付けで許可のあった有料公園施設の利用について、次のとおり中止したいので、香川県都市公園規則第20条の8の規定により届け出ます。

許可 済 の 内 容	利用目的	
	利用施設	
	利用日時	
中止の理由		
備 考		

第 号 身 分 証 明 書 所 属 職氏名 上記の者は、香川県都市公園管理員であることを証明する。 年 月 日 香川県知事 印	表
1 この証明書の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 （1） この証明書は、執務中必ず携帯すること。 （2） この証明書を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。 （3） この証明書は、管理員の職をはなれたとき又は有効期間を経過したときは、速やかに返還すること。 2 この証明書の有効期間は、発行の日から1ヶ年とする。	裏